

パワープラント四日市山田太陽光発電所造成事業に係る簡易的環境影響評価書 三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要

日時：令和元年 6 月 17 日（水）13:30～

場所：四日市市小山田地区市民センター

委員：資材運搬車両等からの騒音振動について、予測によると影響は小さいということですが、主に大型の工事用車両が通る県道 140 号線ではどの時間帯に一番多く通る予定なのでしょう。

事業者：予測の条件を設定する際は、工事期間中で車両の交通量が一番ピークになる期間の台数を時間割で算出しておりますので、今回については、時間帯のピークまで見込んでおりません。

委員：工事の時間前に到着した工事用の大型車両等が工事現場に入れずに道路上に並ぶような状況は起こりえるのでしょうか。

事業者：基本的に道幅が狭いので、そういったことがないように、時間調整して入っていきたいと思います。

委員：工事関係車両が通行するルートに通学路等がありますか。

事業者：現場付近におそらく通学路はないと思いますが、少し離れた場所にはあります。

委員：住民等からの意見にもありますように、登校による交通事故を心配されている声もありますので、確認をしてください。

事業予定地の東側の管理用道路はどこから入ってどこから出ていくような接続になっているのでしょうか。

事業者：本日、現地確認の際に南側に現場で車を停めていただいた道路がありますが、そこから坂道が中に入っていきます。

委員：平日、電気主任技術者随時監視というのは、どこで監視されるのですか。

事業者：本社が鈴鹿市高岡にありまして、テレビカメラ等を用いて管理いたします。何か異常があればすぐ駆けつけます。

委員：それが 2 時間以内ということですね。平日も夜間休日も同じような対応だということですね。

委員：本日、計画の変更に伴い現地貯留をする旨の説明があつたのですが、4 号調整池が現地貯留に変わった場合、造成計画断面図の 2 番 3 番や、調整池の流域ごとに降雨パターンによるピーク流出量の比較が変わってくると思いますが、それらはどのように変化するのか資料はないのでしょうか。

事業者：区域の変更により詳細設計ができていない部分がありまして、土地利用ということで調整池の変更を示させていただいてます。断面図の 2 番と 3 番につきましては、ご指摘の通り造成箇所の変更により、この辺りの断面は変わります。資料が間に合っ

くて申し訳ないです。

委員：資料が間に合ってなくていいのかという話だと思います。今回の簡易的環境影響評価書の小委員会は1回のみ開催ですが、資料がない部分をどうやって審議すればいいのですか。

事業者：早急に準備させていただきます。

委員：小委員会は今日だけなので、準備していただいても、審議できないですよ。

委員長、資料がないと審査できない部分がありますが、こういう場合どうすればいいのでしょうか。

委員長：その部分については、事務局に資料を提出していただいて、各委員に共有していただく。そのうえで、個別にご意見いただくという方法でどうでしょうか。

委員：小委員会の場では、いろいろなやりとりをした上で、このようにしてくださいといったキャッチボールができますが、直接のやりとりがない方法だと私たちの意思がしっかり伝わるか不安があります。事務局を通してやりとりしていただけるなら致し方ないと思うのですが、小委員会は1回しかないのです、本来的に今回のようなことはあってはならないと考えます。

事務局：事務局からもお詫び申し上げたいと思います。本日の小委員会の日程調整をさせていただき、公表等もさせていただいている中で、事業者から計画変更があるという連絡を受けまして、その中で今回できる限り委員の皆様方に議論いただけるような資料を提出するように指導させていただいたところです。ただ、最終的に十分な資料が用意できていないという報告も受けておりますので、これについては入手しまして、また個別にご説明に上がり、あるいはメール等でご意見を伺うという方向で対応させていただきたいと思います。申し訳ありません。

委員長：今説明されたように、異議が出たときに、事業者から事務局に提出してもらって、我々にも共有いただいて、審議をおこなう形を過去はとっております。どうしても簡易評価書の小委員会は1回しかないものですから、事業者からの説明をきちんと送っていただいて、委員に審議いただくという形で従来通り行いたいと思っております。

委員：審査スケジュールにおいて、市長意見というのは、7月14日までになっているのですが、四日市市に対しては計画変更の話はすると思うのですが、市長意見が出る前にこの話が市に伝わるかどうか、それはいかがでしょうか。

事業者：市は明日幹事会があるということを伺っております。今日この後、説明にお伺いして、明日に備えることを予定しております。

委員：わかりました。地元の四日市市に対してもきちんと対応していただけることを期待しています。

次ですが、今日現場を見せていただいて、雨が降った直後というものもあると思うのですが、流出量がそれなりに多いという気がしました。地形的な流域の規模を考えたときに、流域外からの地下水の現流量を計算しておかなければいけないという気がします。調

調整池の容量において流域外からの地下水の流入量をどのくらい見込んでいるのか、現地貯留にした場合相応の効果が発現できるのか、ここが知りたかったのですが資料がないということで、まず流域外からの地下水の流入量というのを、他の1号、2号調整池で考えたときに、どのように評価しているのでしょうか。

事業者：1号、2号の地下水の流入量について、簡易的な調査を先日行った中で具体的に地下水の流入量がどのくらいという定量的な調査結果は出ていないのですが、1降雨に対し、雨が降った時に現場の流出量が増大しますが、雨が止んで、流出量が引いた時に、遅れて地下水の流出ピークが現れる2段のピークの有無を簡易的に調査しました。その結果、雨水のピークの後に、もう1段ピークが現れるといった結果を得られなかったことから、地下水の流出量は多くはないと考えております。

委員：現況の流出係数では山林として0.5を設定しており、当然造成したときに裸地になると思うのですが、流出係数は0.5のままです計算していいのですか。流出係数1が直接流れるということだと思いますが、0.5というのはその半分なので日降水量295mmを想定して、2号調整池を考えたときに、流域面積約8ヘクタールなので、12,000m³の水が入る計算になるのですが、見積もりの計算ですと、11,588 m³ということで、余裕が少ない気がしました。そこで、現況山林から裸地に変わり、流出係数がもう少し大きくなると、調整池への流入量が増えてしまう懸念があります。そのため、日300mmという雨が現実的かどうかという問題もありますが、最悪の事態を考えると、もう少し余力を持たせた容量の調整池にした方がいいという気がしました。4号調整池が現地貯留になると、そういう部分が回避できるのか、4号調整池がどういう集水域をもってどこからどのように水が流れてくるかが掴めないで、全体の水の流れ方を考えると、この計算で信頼を置けるのでしょうか。

事業者：流出係数0.5というのは、確かに山林で基準的には0.5であるのですが、今回裸地にする部分については、0.8や0.9という数字を使って調整容量を出しますので、確かに容量的にギリギリという部分があります。実際に現地では湧水が出ており、流量がわからない部分がありますが、想定した上で再度見直したいと思っております。

委員：地下水の流入量はそれほどの変化がないだろうという話で、評価書のp53に、一番近い場所で山田の地下水の水質が載っているのですが、これを見たときに、硝酸性窒素の濃度が非常に高いです。硝酸性窒素の濃度が高い理由について、山田の地域を考えたときに、起源となっている土地利用形態は地内にどのくらいあるのでしょうか。当然流動距離があれば、数km上流側の起源から硝酸性窒素が流れてきている可能性があり、事業地で湧水の水質を測った時に硝酸性窒素がかなりの濃度で出ているという話であれば、当然流域内ではなくて、上流側の土地利用を考えたルートを考えなくてはならないということです。そうすると、混合割合によっては、上流域から流れてくる地下水の量が多いんじゃないかという評価ができると思います。そのような評価はしていただけますか。

事業者：現地に井戸を設置していますので、調査をして検討したいと思います。

委員：太陽光パネルの下について裸地に種子吹き付けをするのでしょうか。

事業者：基本的には種子吹き付けをしたいと思いますですが、費用的な面もありますので、とりあえず草を生えさせて、表面を安定させる。しかし、植生できないところもありますので、その部分については吹き付けをして緑化することを考えています。

委員：太陽光パネルの下を緑化する場合に種子吹き付けをしないと、日本のもともとの植生になるのでその方がいいと思うのですが、背丈が太陽光パネルより高くなった場合はどうしますか。

事業者：それは承知しております。いろいろ試算はしておりまして、ある程度生やしても刈る必要はなく、ある程度の高さまでは放置する予定です。

委員：放置して、何もしないのですか。

事業者：基本的には何もしないです。管理道路はどうしても刈らないといけないので、刈ります。

委員：他の案件では刈らない予定であったのに、雑草の背丈が高くなって、発電できなくなったため草刈り機で刈ったところ、石が飛んでパネルが割れて発電できなくなった。そのため、結局除草剤を撒くという案件が結構多いですから、そういうことがないようにしていただけたらと思います。

種子吹き付けは何を使う予定ですか。

事業者：種類ですか。在来種を基本に考えています。

委員：他の案件では、在来種を撒こうとして別の植物を撒いてしまった事例もあるので、専門家のチェックの下行っていただくといいと思います。4号調整池を現地貯留にすることですが、その部分の斜面は竹林なので、竹林が侵入してきた場合はどうしますか。

事業者：竹はパネルを突き破ってしまいますので、できれば除去して別のものを植えたいと考えております。

委員：あの斜面は全部刈り取るのですか。

事業者：それは林地開発許可において相談させていただいて、そういうことが可能であれば、1回撤去して植栽するということになります。

委員：植栽はしなくても何か生えてくるとは思いますが、竹を刈り払う場合、簡易評価書には、緑地帯として残置すると書かずに、竹林は全部除去しますと書いた方が、私どもの心象としては非常にありがたいので、竹林に関しては全部除去する方向で計画していただく方がいいと思います。多分、道路なども全部突き抜けてきて、道路を盛り上げてしまうので、竹林については除去していただけたらと思います。

景観について、例えば2号調整池の場合、擁壁を建てるということで周囲から少し見えるという話でしたが、調整池が見えるのではなく調整池の擁壁が見えるということ

ですよね。擁壁は人工物なので相当景観が悪くなると思いますが、どう配慮しますか。

事業者：コンクリートではなく、ダブルウォールという鋼板のようなものを考えておりますので、コンクリートのような真っ白な面にはならないと考えております。

委員：昨今プラスチック問題がありますので、プラスチックのようなものを扱うよりは、むしろコンクリートの方がいいかもしれませんが、景観的な配慮はしてください。

もう1点、エンシュウムヨウランについて、もし地権者の同意が取れなかった場合、開発されてしまうわけですが、その時は移植で対応するのですか。

事業者：残せる部分はできるだけ残して、どうしても法面に係る部分がありますので、そこについては挑戦してみます。

委員：エンシュウムヨウランの写真を見ると、もしかしたらキバナエンシュウムヨウランではないですか。

事業者：後日の回答でよろしいですか。今回かなり検討しまして、間違いないというところではあります。

委員：エンシュウムヨウランの変種なので、同じものではあるのですが、キバナは数が少ないので、貴重かと思います。変種レベルなので、別種でないといえそうですが。

事業者：ちょっと記憶が定かでないですが、同定のポイントはあまり文献には出ていないですよ。

委員：文献は1個だけ出てます。

事業者：帰って確認をとりますから、またご指導いただければと思います。

委員：私は分類の専門ではないですが、文献が1個出てたと思います。

ヤナギイノコヅチは移植だけということですが、移植先の検討はしっかりとした方がいいと思います。

委員：東側を残すという計画の変更について、東側は植生も豊かだと思いますし、面積も小さい、造成もしづらいものをコストをかけてなさる必要もないのではないかと、というのが最初からの印象です。西側を開発するかどうかによらず、東側を残していただきたいと強く思います。

条例上の簡易アセスの規模要件ギリギリのところで行ってありますが、簡易アセスは文献調査だけです。しかし動植物については、希少野生動植物確認調査で載せなさいということで現地調査されてるわけですよ。ただ、この現地調査を9月に1度、3日間してるわけですが、もちろん生き物はこの一年の秋の3日間だけだとももちろん不十分なわけですよ。だから、これは中途半端だという気がします。つまり、この簡易アセスの決まりに基づいていない現地調査に基づいて、出てきた生物の保全だけを考慮されるということだと思ふんですよ。本来であれば、文献調査で出てきた重要種、これは文献だからいっぱいあります。これが、いろんな種類が現地に存在していることを前提に開発計画を立てないといけないのではないですか。それを9月に1

度、3日間現地調査したものに基づいて、このとき見つかってないものを無視するというのは、どうなのでしょう。たとえば、現地調査でムカシヤンマの成虫がいましたし、事業予定地の外ですが、横の田んぼの畔に多分シランではないかというランがありました。本調査をしていないから、当然見つかっていないものがたくさんあると思います。

事業者：簡易アセスということで文献調査が基本になりますので、そのままのやり方でいくと、文献に出てきた種に対して、今回の事業地での生育、生息の可能性について予測等をするという流れになると思います。文献調査でたくさんの種が確認されておりますが、この種も三重県のレッドデータブックであったり、四日市市の市史であったりという非常に広い範囲で、どこかに生息が確認されているという資料ですので、事業予定地の20ヘクタール弱の敷地の中で、生息しているかどうかの判断は非常に難しくなります。それに対し、簡易アセスでは評価をしなければならないため、文献に出てきた種に対してあいまいな予測をするより、中途半端だとは思いますが、現地調査を1回した方が、まだ白黒はっきりするという思いがありまして、今回このような形で取りまとめさせていただきました。

委員：ホトケドジョウのような1年中いつでも見つかるようなものではないものがたくさんいますので、文献調査の結果、事業予定地にいそうなものを常に予測しつつ、開発計画を進めていく必要があると思います。簡易アセスで収まる広さを選ばれたのは、事業者さんの方だと思いますので、ちゃんと気を付けてやるべき部分であって、現地調査を少しして、そこで見つかってない種を無視するというのは、よろしくないと思います。これはやっぱり考えていただきたいと思います。これについてどうしたらいいか、特に、ムカシヤンマがいるのは私も確認しましたので、ということはやはり湧水が豊かで常に湿潤な苔があるような場所が1年中あって、2号調整池になるところだと思いますが、そういう場所の開発を慎重にしないといけないと思います。

モンスズメバチのことについて伺いますが、簡易評価書 p252 の評価の文章を読むと、主要な生息地である樹林環境は改変されるものの、35%ぐらいは残地森林及び造成緑地として残すとか、周りに飛んでいくということで影響が少ないと書かれています。イノシシもそういう書き方ですが、全体の65%を壊すということをまずは直視していただきたいと思います。しかし、それで周りに飛んでいくから影響が少ないというのであれば逆に、住民等の意見にもありましたが、足見川のメガソーラーの部分も壊れる、同様の事業でも西側に10ヘクタール弱つくっておられるわけですから、むしろ周りが壊れて、その流入先になっている、むしろ大事になっているという考え方をしてもいいぐらいの話で、自分の壊してる場所は仕方がないけれど、周りがあるからいいという論理を進めていくと、いくらでも開発できることになってしまうわけですね。だけど、すでに絶滅の危険があるから、このアセスにおいても重要種だと認識されてるわけで、それを、生息地を壊しても、まだまだ大丈夫ですからっていうのはどうなんですか。むしろ影響は大きいけれど仕方がないぐらい書いていただきたいと思います。

事業者：確かにおっしゃる通りだと思います。この文章ですと、どこでもオールマイティーに使える話になってしまいますので、その点についてはもう 1 度予測評価の記載の方法について検討させていただきたいと思います。

委員：単に表現じゃなくて、やはり緑の部分をたくさん残すと、例えばセミの住めるあるいは汁を吸える木をたくさん残すということも大事になると思います。表現のことを言いましたが、少しでも裸地を減らすことが一番大事だと思います。イノシシについても気になりましたが、内外で痕跡が確認されていて、事業予定地に住んでいるのですよね。

事業者：事業地の中にも痕跡が確認されているのですが、事業地の内外ということも考えますので、何とも言いづらい部分ですけども、可能性は十分にあるかと思います。

委員：生息地の一部が消失するレベルなのか、大半が消失するのかということが、もしわかっていないのであれば、「一部は消失するものの」という考えは少し甘いのではないかと思います。広大な開発なので、影響をあまり過小評価しない方がいいと思います。事業予定地の周りに畑も結構ありますよね。

事業者：事業地以外の畑ということですよ。

委員：そうです。水田もあるけれども、地図上で見た感じ、南側に少し畑があると思ったのですが、そこで何を作っているかわかりますか。

事業者：キャベツのような葉物だと思うのですが。

委員：たとえばウリとか、あるいは果樹でもブルーベリー等ですと、昆虫による花粉媒介が絶対必要なので、森林開発により、例えばマルハナバチなどが減少してしまうと収量が減るということは十分あると思います。その点についても、評価していただけたらと思います。

委員：ヌマエビや、アマガエル、ホトケドジョウなど、またアブラハヤは 30 個体ほど見つかったということで、水質に関しては濁り等に注目されて意見が出ていますが、水温について気になります。今日入った森林の中はすごく涼しく、あれだけ木々がある中で湿地帯みたいになっていて、そこに降った雨が沁み入って穏やかに 1 年中流れる小さい水路があった。それが理想的なところであるのに、事業予定地の東側は残してくれるとしても、西側の中央部を全部伐採したら、湿地帯がなくなって炎天下の中で水が温まってしまう。変更になった 4 号調整池のはどれくらいの深さになるのですか。

事業者：40 cm くらいを計画しています。

委員：そうしたら温かい水がアブラハヤ等が見つかった場所に流れていくことになると思うのですが、アブラハヤは高温に強くないので、この時期に 25 度から 30 度くらいの水が流れると、繁殖も悪くなる。そういうことを考えると、事業予定地の外だから影響がないということではなくて、やはりそこから流れる環境水、自然の水が外部に影響を与えているんですね。流れていく水温はコントロールできないものですか。

事業者：雨がざっと降ったときには一時的に水温が上がるとは思うのですが、基本的に曇っ

たときに雨が降るので、降ったものすべて水温が高いものとはならないです。

委員：貯水された状態で炎天下が続くと、それで水温が上がっていきますよね。

事業者：貯めた水は常時出していくものですので、ずっと貯めっぱなしではないので、貯めたことによって水温が上がるということはないですね。

委員：そこをどう評価するかですけれども、それが気になりました。

今日現地を見てすごく良い環境のところ、植生がいいなと素人ながらも感動しましたが、住民等からのご意見で、自然環境を子供たちに残してあげてくださいということへの見解として、残置森林を 25.3%残すということですが、さきほど竹林を全部除去してくださいという話もありましたので、この 25.3%には竹林を含むのですか。

事業者：入っています。

委員：事業予定地の真ん中がとても自然環境の教育に良いものであって、西側にも東側と同じような環境が中にあるのであれば、そこを住民の方が考えておられるように、子供たちにも次の世代に残してあげられるような対策をどうかしていただきたいと思ういます。移植という形ではなく、やはり東側は残してほしいと思います。

事業者：東側は極力残す形で考えています。

委員：工事期間中に周辺に非常に影響を与えますので、工事車両のアクセス道路や標示を図示してください。また、調整池の概要について、図の凡例がなくわかりづらいため、追加してください。

調整池に導入する雨水の流れが、どのくらいの幅の水路を通過して調整池まで行くのかを記載してください。雨が降った際に、砂利の部分では染み込みますが、当然砂利の上も流れて面の土地を流れますよね。雨水がどのように流れていくのかがわかりません。おそらく管理用道路の近くに側溝を作ると思うんですよね。作りませんか。

事業者：作ります。

委員：その容量や深さを書いておかないと、見る側の人は困ります。大雨になった時、どういう経路で流れて調整池に入るのか、調整池の容量について考える上でも必要になってきます。それらを記載した図面を事務局に出して、委員に共有できるようにしてください。審議をする上で必要になってきますので、よろしく願いいたします。

3号調整池の擁壁を作るとおっしゃっていましたが、建築基準法で認められているものですよ。土木基準や強度の問題は大丈夫ですよ。

事業者：もちろん事例があるものを使っております。

委員：高さは何メートルぐらいを考えているんですか。

事業者：5～6m 程度を考えております。

委員：水深についてもわからないので、完成した際に想定される水深についても記載してください。

幹事（治山林道課）：調整池の擁壁について補足で説明させていただきますが、材質はプラスチックだけで作られているものではなく、鋼製の材料も使われております。公共工事の擁壁でも結構使われる最近多くなっている工法で、もちろん施工方法に注意する必要はありますけれども、全く使用できない方法ではないと思っております。他の類似案件の調整池でもその工法を使って擁壁を作っています。一方、注意事項として安定計算については議論が分かれているところで、浮力がかかっている場合の評価はどうするのか等ありますが、堰堤・ダムとして使用することは可能であると見ております。また安定計算等については林地開発の手続きでチェックさせていただきたいと思っております。水温の話が先ほどありましたけれども、調整池はあくまでも大雨が降った際に水を調整するためだけの池になりますので、数日経つと基本的に池に水は残らない、残ったとしてもその下の砂だめの部分に、砂だめの深さだけ水が溜まるということになります。ですから、水温に関しては雨が降った際は調整池外とそれほど変わらないと思っておりますが、炎天下の際は、調整池の池の広さと気温が関係してくると思っております。ただ、定量的な話ではできませんので、感覚的というか経験的な話になりますが、池の面積が広くなれば水の滞留時間が長くなってしまいますが、排出される水は少量ですので、その滞留時間が水温に大きく影響してくるのではないかと思います。その評価については別途検討していただくべきではないでしょうか。

地層について、ほぼ平坦で水平構造を有しているという記述がありますが、地層の傾き、傾斜というのは測られているのですか。

事業者：平坦面の傾斜でしょうか。

幹事（治山林道課）：平坦面の傾斜ではなく地層露頭が多分あると思っておりますが、崖等の地層の面になります。その傾きがどの方向にどれだけ傾いているかは確認されていますか。

事業者：段丘崖の傾斜というイメージでしょうか。

幹事（治山林道課）：段丘崖ではなくて地層そのものです。たとえば粘土層とか砂の層なんが重なってますよね。その重なってる部分の面の傾きです。

事業者：今ボーリングを実施しておりまして、それによって断面図ができますので、そこで判断することになります。

幹事（治山林道課）：現時点では明確にはわからないということですか。ボーリングは何本か取られるのですか。

事業者：調整池以外に高い場所、低い場所合わせて、20ヶ所ぐらいはやっております。

幹事（治山林道課）：それで傾きがわかりますか。

事業者：断面を見ればある程度わかります。

幹事（治山林道課）：そうすると、盛土については30度の基準で、密度管理をしてもらって盛ればいいのですが、切土の場合は、土地の改変に伴う環境保全措置として単なる法面の保護だけでいいのかというと、例えば流れ盤では、林地開発の許可基準では角度の基準はあくまでも土質に対しては何度と書いてあるだけですので、流れ盤の切土について

ては、例えば下に粘土層があって上に砂や砂利がある場合だと、林地開発の許可基準に適合していたとしても崩れてくる可能性がありますので、単なる法面保護というのは厳しいのではないかと思います。ですのもう少し調査したうえで、適切な保全措置を書いていただくようお願いします。

温室効果ガスについて、吸収量の推計結果の出典で「大気浄化植樹マニュアル」というのがありますが、マニュアルのどこを参照して、純生産量や二酸化炭素の吸収量をどういう根拠で算出したのか教えてください。事業予定地の場合ですと、昭和40年代頃から畑等が放棄されて植生が多くなっていることもあり、樹木の樹齢によってCO₂の生産量も大きく変わる場合もありますので、よろしくをお願いします。

事業者：マニュアルの出典も調べてご回答いたします。

幹事（治山林道課）：パネルの存在による気温の上昇について、残置森林によりその影響が軽減されることが確認されておりますという表現がありますが、根拠データはお持ちでしょうか。

事業者：簡易評価書においては温度の評価をしていませんでしたが、データはありますので、それをお示しいたします。

幹事（治山林道課）：それは他の環境影響評価の結果ですか。

事業者：自社の太陽光施設で類似測定ということで、ほかの太陽光施設でとったデータがありますのでそれを根拠に回答させていただきました。

幹事（みどり共生推進課）：ヒメタイコウチについて、生息の可能性のある環境、湿地環境がほとんど改変区域に含まれており、調整池になる部分かと思うのですが、計画の変更はどのあたりを検討しているのか教えてください。

事業者：検討しているのは、東側の改変を回避することを検討しています。そちらに湿地帯も少しありますので、その部分の改変が回避されることにより、ヒメタイコウチの生息環境もその部分については維持されると考えております。

幹事（みどり共生推進課）：ヒメタイコウチの生息の可能性について考えておられると思いますが、条例上指定種に指定されているものですので、そのまま工事をして殺傷してしまうことのないように、事前に調査して生息の確認をしていただいたうえで、工事をしていただくことになります。その調査で生息が確認された場合は、基本的には回避していただくところですが、できない場合は、移植等を検討していただく等していただきたいと思います。

近隣のメガソーラー事業の環境影響評価で確認された重要種についても予測に反映していただきたいのですが、まずこの環境にどういったものがある可能性があるかをリストアップしていただきたいと思います。そのうえで、保全措置を取るかどうか検討してください。それについては、知事意見に間に合うように一度リストアップいただければと思います。

ヤナギイノコヅチについて、代償措置を取る理由として、改変の回避又は低減が困難な理由を知事意見に間に合うようにお示しいただければと思います。そのうえで、どこに移植する候補地があるのかを抽出して、そこがどういう環境なのかを示していただければと思います。

オオタカについて事業予定地が行動圏の一部となっている可能性があります。猛禽類保護の進め方にはだいたい 3 キロ程度飛ぶということで、実際に事業予定地に飛翔がないという状況で難しい評価になるかもしれませんが、行動圏の中で餌場環境と餌資源の鳥類の減少がどのように変化するかを猛禽類保護の保護の進め方に準拠したうえで予測・評価いただきたいと思います。

事業者：猛禽類保護の進め方についてですが、営巣域と高利用域のエリアに入っていないければ、影響がそれほど大きくないと考えておまして、その範囲を 3 キロとまで認識していないのですが、500メートル程度という認識では狭いのでしょうか。

幹事（みどり共生推進課）：猛禽類の保護の進め方でオオタカの解析の方法が出ておりますので、3 キロの中でどのような形で餌場環境が減っているかを予測、解析と積み上げていくものだと思います。ですので、生態系の注目種として選定していただけるのであれば、何も無い状態で影響がないというのではなく、解析をしたうえで影響の有無を判断していただければと思います。

事業者：わかりました。

幹事（治山林道課）：流出係数について、流出係数 0.5 というのは林地が 0.5 という話ですが、林地開発の手続きでは林地は 0.7 という数値です。ただ、その基準の使い方については、評価で使う場合や、濁水に使う場合など、違ってもそれは構わないと思いますが、使った根拠、なぜこれが適切なのかということは説明していただかないと、傍聴に来られている方や説明会においてそういった話が出た際に、誤解を与える可能性があり、林地開発の手続きの中で皆さんから説明を求められてしまうことになりかねませんので、根拠については示していただきたいと思います。

事業者：0.5 っていうのはあくまで現況の状態のことですので、開発して 0.5 ということではありません。説明不足でした。

事務局：先ほどから委員の皆様からご指摘いただいている通り、この案件につきましては、簡易評価書の提出から内容が変更されております。そのため、これについては措置報告書までに変更届、条例に基づく簡易影響評価書の変更として届出をすることを事業者には指導しております。それらが提出されましたら、委員にはデータをお送りして、ご意見の確認等させていただきたいと思っております。